入札説明書

- 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている 者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱(平成 20 年8月6日付け 20 文第1610号総務部長通知)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入 札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図 書等に関する質問書(様式第1号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのい ずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。ただし、現地確認等を希望する場合は、事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県立南会津高等学校長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第 249 条第 1 項第 4 号及び同施行通達第 249 条関係第 2 項の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙1のとおりとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

参考:関係例規等

【入札保証金】

・福島県財務規則第 249 条第 1 項 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又 は一部の納付を免除することができる。

四 その他別に定めるとき。

- ・福島県財務規則施行通達第249条関係
 - 2 第1項第4号の「その他別に定めるとき」とは、工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約、森林整備業務の委託契約、庁舎等維持管理業務の委託契約、自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る条件付一般競争入札(第266条において準用する場合を含む。)及び林産物の売払契約における指名競争入札を行うときをいう。

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は 下記のとおりである。下記に示すとおり提出を要する書類がないため、福島県庁舎等維持 管理業務に係る条件付一般競争入札心得第3条第3項に規定する、条件付一般競争入札参 加資格確認書類提出書及び添付書類の作成並びに入札場所への持参は要さない。

記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿(令和6・7年度分)の産業廃棄物収集運搬・処分業務に登録されているものであること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提 出を要しない。

2 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加 資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。